

## 令和4年度第1回越谷市空家等対策協議会 議事

日時	令和4年（2022年）7月14日（木）14：30～16：20
場所	越谷市役所本庁舎8階 第2委員会室
出席者	<p>（委員等）</p> <p>佐々木 誠 会長                      岡本 毅 副会長  石崎 一宏 委員                      畑谷 茂 委員                      石川 禎 委員  佐々木 実喜雄 委員                      桐山 和広 委員                      大岡 華子 委員  桑原 隆 委員                      小松 幸彦 委員                      田中 崇 委員  三大寺 滋 委員                      島村 久孝 委員  福田 晃 委員（代理：都市整備部 林部長）</p> <p>（事務局）</p> <p>建築住宅課                      岩本課長、高森副課長、吉川主幹、会田主査、  升主任、飯田主事</p>
欠席	<p>（委員）</p> <p>なし</p>

## 令和4年度第1回越谷市空家等対策協議会

### 1. 開会

### 2. 会議の成立について

越谷市空家等対策協議会運営要領第3条第3項に基づき、委員の過半数が出席のため、  
会議成立

### 3. あいさつ

### 4. 会議録の署名委員依頼

石川 禎 委員及び桑原 隆 委員を指名

### 5. 公開に関する決議

### 6. 議事

- 議題 (1) 越谷市空家等対策計画の実施状況について  
(2) 遊休不動産の活用について

### 7. その他

事務連絡

### 8. 閉会

議題 (1) 越谷市空家等対策計画の実施状況について  
事務局より議題について説明

以下、質疑応答及び協議事項

会長	越谷市空家等対策計画の実施状況についての議題ですが、内容が多岐にわたりますので、少し区切りながら、ご質問、ご意見をお聞きしたいと思います。まず、これまで行ってきた対策の実施状況ということで、ご質問、ご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	特定空家等の認定件数について、平成29年度、30年度、31年度は30件前後近くの件数の認定がありますが、令和2年度、3年度については、件数が減っています。過去3年で認定や掘り起こしが終わったため件数が減っているということですか。
事務局	特定空家等の認定件数について、平成29年度には、越谷市空き家等実態把握調査、平成30年度には、越谷市空家等対策計画の策定をし、平成31年度には、越谷市空家等対策計画策定後に越谷市内13地区を回って説明会をいたしました。それらの機会に、地域の方に対して空き家対策のご協力依頼や周知を行っていた時期なので、この3年間に情報が集約されたという形になります。したがって、この3年間において、特定空家等の認定件数が非常に多くなっています。そのため、令和2年度以降に関しましては、特定空家等の認定件数が減っています。
会長	ありがとうございます。 ほかにありますか。
委員	特定空家等の認定件数103件とありますが、その認定まで至っていないAランク、Bランクというような特定空家等の予備群について件数を把握していれば教えていただきたいです。また、未登記等で管理者が不明の件数があった場合の対応等についてもご説明をお願いします。
事務局	まず、特定空家等に認定される前の空き家の状況についてですが、市民の方々から市に寄せられている相談件数は累計883件となります。それらの相談を受け、市の職員が現地を確認します。特定空家等に認定する基準を定めており、その基準に該当する場合は特定空家等として、それ以外に関しましては条例に基づく助言や指導を行っています。また、相談を受けている空き家の中でも、指導後に改善していく件数

	<p>等もありますので、明確に予備群の件数は把握していません。しかし、通報のあった空き家そのまま放置されれば、特定空家等になる可能性があるため、特定空家等の予備群の件数の目安にはなると考えられます。</p> <p>また、管理者等が不明の空き家についてですが、未登記に限らず、現在、市が把握している所有者不明空き家は8件あります。所有者不明空き家に関しましては、越谷市空き家等適正管理に関する条例第8条の応急措置の規定により、所有者が不明で危険が切迫している場合については、市は応急的な措置を行うことができます。これまでも、この規定に基づき、応急的な措置を行っています。</p> <p>また、財産管理人制度により、所有者不存在か、相続人不存在の場合に、裁判所に市が利害関係人として申立てを行い、選任された弁護士等の管理人が財産を管理するという制度がありますので、物件の状況に応じて、この制度を使いながら対応しています。</p>
会長	<p>適正管理の促進について質問がありましたが、ほかにありますか。</p> <p>私から予防・抑制について、啓発のチラシを助言・指導書に同封し、所有者や相続人に送付、あるいは固定資産税の納税通知書で、空き家になる可能性のある人に送付しているということですが、効果があったかどうか分かれば教えてください。</p>
事務局	<p>チラシは、助言・指導書に同封する場合、または、固定資産税納税通知書に同封して送付する場合などがあります。指導だけではなく、啓発のチラシを入れることで、所有者から、連絡をいただくケースが増えているため、効果はあると考えています。</p> <p>また、固定資産税の納税通知書に関しましては、毎年、ゴールデンウィーク明けぐらいに約12万通送付しており、固定資産税の納税通知書を見た空き家所有者の方や、これから空き家になる可能性があり、どのような対策をしたらいいか悩んでいた方から、実際にご相談をいただいております。</p> <p>今年度に関しましては、将来自宅が空き家になってしまわないように準備をしたい、というご相談をいただいた際に、作成した終活ノートをお渡しし、予防対策について直接的にご案内する機会が増えていると感じております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>今、予防・抑制対策について質問しておりますが、最後に活用・流通対策を含めて、ご質問、ご意見があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>では、私から、終活セミナーに関しては53名参加ということですが、この53名というのは、反響があったと考えられるのか教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>令和3年11月に行った終活セミナーについては、広い会場としましたが、新型コロナウイルスの観点から入場者の定員を60名に制限しました。定員の60名を超える問合せがありました。最終的な当日の参加者は、53名となりました。かなりの反響があったなかで開催をすることができたと考えています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。効果的なセミナーであったと思いました。</p> <p>ほかにいかがですか。</p> <p>もし後ほどお気づきの点があれば、戻っていただいても構いませんが、次に移りたいと思います。</p> <p>令和4年度から新たに取組みが始まったという住まいの終活ノートについての質問はいかがですか。この住まいの終活ノートについて、委員でもサポートとして関わっている方もいらっしゃいますが、いかがですか。</p> <p>私から、質問があります。すごくよくできていると思いますが、これは庁内だけで作られたのか、外部に委託したのか詳細を教えてください。</p>
事務局	<p>この終活ノートに関しましては、構成から印刷まで、全ての作業を職員が行いました。外部への委託はしていません。</p> <p>作成に当たっては、早いうちから、住まいについて考え、家族で相談するきっかけとなってもらえればよいという観点から、専門的な内容になりすぎないようにしました。それでも多少は専門的な部分もありますので、関係する各専門団体様にご協力いただきながら作成しました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>自前でやったということですが、人件費だけは当然かかっていると思いますが、特別な経費がかかっていなく、非常にリーズナブルでよいと思います。作成にあたり、参考にした自治体があれば教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>神奈川県居住支援協議会が国の事業に採択され、住まいの</p>

	<p>エンディングノートを作成していただきましたので、参考にしています。また、本市の社会福祉協議会もエンディングノートをつくっていますので、空き家の予防に必要な情報を参考にしました。高齢者の方が見やすくなるように、字の大きさに注意するとともに、相続や登記などに詳しくない方が読んでも分かりやすいように、使用する文言が専門的になりすぎないように気をつけながら作成しました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。内容に関して、アドバイスなどがあればお願いします。</p>
委員	<p>終活ノートについて、意見なのですが、例えば今、節電がすごく叫ばれている中で、図書館や健康に関心ある方は市の体育館や、スポーツ施設に行かれる方も多くなってきていると思います。また、8月になるとお盆で親戚が集まるため、話しやすい時期だと思います。既に取組まれているかもしれませんが、市のスポーツ関係の施設や図書館のほうに配架されていると、より周知度が高まるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>図書館に関しては既に配架をしています。スポーツ施設に関しましては、これから配架できるよう、関係課と調整していきます。ご意見ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>私から、一般的な終活と住まいの終活を行う方は、年齢層もほぼ同じであると想定されます。何か終活に関する通知のようなものはこちらを連携させると効果的かと思うのですが、既にそういう取組みがあるのか、あるいは今後あるようでしたら教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>連携した取組みとしましては、先日、婦人会の勉強会で終活ノートについて説明をさせていただきました。</p> <p>また、本市主催で、高齢者の方を対象としたシルバーカレッジという講習会の1コマにおいて、終活ノートに関する講座を行う予定となっております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、次に補助金についてです。除却補助金と改修補助金ということですが、ご質問、ご意見などございますでしょうか。</p>
委員	<p>除却補助金と改修補助金について、具体的に事例を挙げ</p>

	<p>て、もうちょっと詳しく説明していただければと思います。</p>
会長	<p>事例があればということですが、いかがですか。</p> <p>これからということですよ。</p>
事務局	<p>5月から受付を開始し、まだ申請や事例はありません。</p> <p>なお、除却の補助金に関しましては、対象は特定空家等に限りまますので、今後、補助要件に該当する可能性がある所有者にはチラシ等を送付し、その後、お電話か訪問をして、補助金の活用を勧め、これまで費用の関係で除却に進めなかった方にアプローチして、空き家の改善を促したいと考えています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがですか。</p> <p>私のほうから、改修補助金は、地域活性化の用途に10年以上継続して活用するものとありますが、未来のことなので、どのように担保するのか、また、2、3年でやめてしまった場合、どうなるのか心配であると思ったのですが、それはどのようにするつもりであるかを教えていただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>こちらの補助金は、国の補助金を活用している事業になります。この10年以上、地域活性化の用途にするというのは、国の補助要件となっているため、市でも同じ要件となっております。</p> <p>担保の方法に関しましては、最初の申請の段階で事業計画書等を提出いただくとともに、10年間、各年度の4月末日までに、事業の活動状況報告書を提出していただくことで、その事業の継続性や状況について確認をすることとしています。なお、2、3年で事業をやめたり、補助対象空家家の要件を満たさなくなった場合は、補助金の返還を求めることとなります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>補助金活用の事例が出てくれば報告書が共有されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この協議会において改修補助金の活用事例は紹介できると考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>議題1の越谷市空家等対策計画の実施状況について、全般的に何かあればお聞きしたいと思いますが、いかがですか。</p>

	<p>私からお聞きしたいのですが、色々と市が対策していますが、それが当事者に伝わっているのかが重要かと思えます。</p> <p>空き家の所有者に送る指導書や、固定資産税納税通知書、ホームページ、「広報こしがや」、越谷市の city メール、SNS等での配信など色々と周知をしていると思いますが、現在の取組みで十分とお考えか、また、今後に向けて何か課題があるのかについて、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>周知の仕方については、十分とは言えないところがあると考えております。理由としましては、所有者等に情報提供を行っても、全員の方に見ていただけていないというのが現実です。特に、管理不全な空き家の所有者に対しては、管理不全な状態の写真も同封して指導書を送付していますが、連絡していただける方は本当に少ない状況です。</p> <p>送付した書類を見ていただいているかもしれませんが、家族全員で考えていただけているかということ、おそらく、そうではないと思います。やはり送付した書類を家族全員に見ていただくことが重要であると考えます。また、越谷市としては予防対策や活用・流通対策に取り組んでいるなかで施策的なところを見ていただくためには、さらに周知していかなければいけないと考えております。手法としましては、色々あるとは思いますが、例えば、ユーチューブを配信している市があると聞いたことがあります。だからといって、空き家のユーチューブを配信して見ていただけるかといったら、そこまで楽しいテーマではないかと思えます。</p> <p>そのような新しい取組みも模索しながら、周知方法につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その意味では、終活ノートに関する新聞の掲載はすごく効果的だったという話があったので、こういう媒体にも採用されるように、今後の活動の活性化を期待したいと思っております。</p> <p>ほかに全般としていかがでしょうか。</p>
委員	<p>空き家の除却補助金のチラシについて、助言・指導の次の段階である勧告を受けていない特定空家等ということが要件として記載されています。勧告になったほうが、危険な状態が進行していて、補助金による解体促進の必要性が高いのではという考え方もあるのですが、勧告以上になってしまうと、補助金が利用できないという理由はありますか。</p>



事務局	<p>除却補助金チラシの裏面に書いているとおり、除却補助金の対象となるのは特定空家等の認定と同時の助言・指導等までとなります。助言・指導等の後も、改善されない場合は、法に基づき勧告、命令、行政代執行と進んでいきますが、この補助金に関しては助言・指導の段階までが対象となります。</p> <p>補助対象が助言・指導までとしている理由の一つは、助言・指導等を1回、場合によっては2回、3回と行うことがあります。数回にわたり期間を設けて助言・指導等を行っているにもかかわらず、自らで改善しないような場合は、そもそも改善する意思がないと言えるため、補助の対象外としています。また、勧告は、固定資産税の住宅用地の特例が解除され、土地の固定資産税が最大6倍、都市計画税が最大3倍になることで税の負担が増えるという措置になっております。税が増えるというペナルティ的な措置を受けている一方で、市から補助金を出すと、そこで税金の使い方が相反するようになってしまいますので、除却補助金の対象としては助言・指導等までとしております。</p>
委員	<p>固定資産税6倍、都市計画税3倍になる措置との整合性をとる必要があるのは理解しました。そうすると、助言・指導までと勧告のところで差異や効果が違った取扱いになってくると思います。利用者の方に対しては勧告になってしまうと、補助金の対象から外れることや、固定資産税の面でも不利な扱いになるというような、注意的な分かりやすいメッセージがあるといいと思いました。そこは意見です。</p>
事務局	<p>今お話があったように、助言・指導等から勧告になると、税の負担が増えるとともに、除却補助金の対象外になりますので、チラシには、そこを目立つように記しています。</p> <p>また、助言・指導書の送付状には、勧告による固定資産税の住宅用地の特例解除に関する内容を書いて、早い段階で、所有者の方に分かりやすく伝えるようにしています。引き続き、周知していければと思いました。ご意見ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがですか。</p>
	<p>(なし)</p>
会長	<p>以上で、1つ目の議題を終わりたいと思います。</p>

議題（２）遊休不動産の活用について

事務局より議題について説明（途中、関係する委員より補足説明）。

以下、質疑応答及び協議事項

会長	遊休不動産の活用についての議題ですが、非常にわくわくする内容が多かったと思います。私から少しだけ確認させていただきたいと思いますが、遊休不動産は、聞き慣れない言葉だったと思うのですが、この空き家と遊休不動産の関係をどのように捉えていらっしゃるのか、確認したいです。
事務局	遊休不動産には、空き家も含まれますし、場合によっては草加市のリノベーションまちづくりでもあったような空き地や未利用地なども一つの遊休不動産と捉えております。
会長	空き家の定義は、国の定義だと空き店舗も含まれると思いますが越谷市も同じ捉え方をしているのですか。
事務局	国の定義では、空き家の中には空き店舗も含まれます。この取組みにおける遊休不動産も、同じ捉え方となります。また、２階建ての建物で、その１階の部分が店舗、２階の部分が住居となっている場合は、１階も２階も全く使用されていない建物の場合を遊休不動産としております。
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>空き家というのは、少し視野を広げると、遊休不動産、少し読み替えて、空き地も含めるということで、非常に柔軟で、今後の時代に向けて重要な取組みかと思います。この辺り、少し位置づけを明確化するとよいと思います。今後の課題として検討いただけたらと思っています。</p> <p>あと、ご紹介いただいて、いろいろ学びや気づきがあったという報告があって、すごく重要であると思いました。</p> <p>それでは、委員の皆さんからご質問、ご意見などいただきたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>私から質問したいことを伺います。委員より紹介のあったリノベーションを行った店舗については、市街化調整区域なのか、市街化区域なのかということをお聞きしたいです。また、リノベーションには相当費用がかかり、ビジネス的にリスクが高そうに見えますが、何で実現できたのでしょうか。実現への道のりを少し簡単にでも教えていただきたいです。</p>
委員	<p>最初の質問についてですが、リノベーション事例の店舗は市街化調整区域にあります。</p> <p>予算の関係ですが、リノベーションを行った方が資金をお</p>

	<p>持ちであったということ、金融機関が融資をするということで、工事の実施に進みました。それでも、予算的には厳しく、今回のリノベーションは、利益がない状況で施工しました。既存の状態からすると、造り直したほうが早いとも思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>一般的に、手持ち資金がないときに融資を受けることは難しいですが、手持ち資金があったことが成功のポイントだったのかと思います。</p> <p>ほかにいかがですか。</p>
委員	<p>今回ご紹介いただいた事業では飲食店や食堂的なものが多かったように感じました。私は、生活環境の支援などについて研究しているのですが、高齢者で遠くのスーパーまで買い物に行けない方々もいらっしゃいます。高齢者の方がちょっとした買物ができたり、お弁当やお総菜が買えるようなお店などが、とても重要だと思います。駐車場がないという反面、徒歩圏内のニーズをどれだけ掴むのかというところが重要になってきます。子供たちの居場所という関係からすれば、駄菓子屋さんなどの集える場所もあっていいのかなと考えました。併せて、そのような事業を始めるスペース、例えば、NPOの事務所やレンタルオフィスなど、ワーケーションスペースなどの支援の部分や、子ども食堂という話も出ましたが、学習支援というところの人気も高まっていますので、子ども食堂プラス学習支援というところで、うまく子供たちの居場所や母子家庭の方の居場所ができればと思います。場合によっては、DVから逃げた方のシェルターなど、いろいろ福祉的に活用できるようなものもあるのではと思って聞かせていただきました。いろいろな福祉的な活用や、新しく起業される方の支援なども含めて事例等をまた視察いただいてご紹介いただければありがたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>どなたかご意見があればと思いますが、いかがですか。引き続きご質問もお受けします。</p>
委員	<p>紹介のあったリノベーションについては、成功例としていいと思いました。リノベーションを行う上では、リスクもあるかと思いますが、環境経済部などとの話し合いをすることで、施主の理解を得ていただくといいと思います。</p> <p>また、建築住宅課は建築基準法を所管していますが、この</p>

	<p>ような事業にも取組んで、空き家の活用を進めていただければと思います。</p>
会長	<p>ご紹介していただいたリノベーションを行った店舗は用途変更ということでしたが、建築確認申請を出したということですか。</p>
事務局	<p>用途変更についてですが、今回の店舗は床面積が200㎡以内でした。建築基準法が改正して、用途変更の建築確認申請が必要な床面積が、100㎡から200㎡に改正したことから、今回は用途変更の手続きは不要となっております。</p>
会長	<p>建築確認申請は不要とのことですか。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>先ほど出てきた旧日光街道沿いで、福祉的な活用に関わっていた委員のかたがいらっしゃいますが、何かご返答あればいただきたいなと思います。</p>
委員	<p>旧日光街道に遊休不動産や空き店舗などがたくさんあるような印象がすごく感じました。面的な活用が必要だという見解でしたが、一軒一軒に魅力があるので、その特徴を生かして、うまく活用できればと思います。面的に活用するときには、福祉関係に重点を置いたまち、住みやすいまち、商業のまちなどのビジョンによって都市計画も変わってくると思います。そういうトータルの計画は今後必要なのではないかと感じました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ビジョンが必要だという話ですが、その点では、草加では、リノベーションまちづくり構想というビジョンを作成した上で、2016年からリノベーションを進めていました。空き店舗、空き家の活用が成功していることは、このビジョンと相まって、うまくいっている例であると思います。部分、部分でやるのではなくて、面的に整備するときにはまちづくりのビジョンが必要だというのは大事だと思いました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
委員	<p>先ほど他の委員から話がありましたが、スライドにあった平屋住宅について、高齢者向けのグループホームやシェアハウスに活用できるのではないかと思います。特に低所得の高齢者の方については、住まわれる場所が非常になくなってきています。今後、高齢化率については、今は25%ぐらいですが、これから30%、40%に上がってくると思います。平屋住宅の特性を生かした高齢者向けの住宅にも適してい</p>

	<p>ます。先ほどの話に合った店舗と比較すると、はるかに低い金額で対応できると思います。また、所有者にそういった提案を行政からすれば、提案としてはうまくいくのではないかと思います。この辺は、店も多く、住みやすい環境で、小学校も近く、子供向けの施設の活用なども考えられるので、市のほうから横断的な形で働きかけて所有者に提案していいのではないかと思います。集客のほうは民間の活用が必要にはなってくると思いますが、マッチングをして十分活用できるという印象を受けました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、福祉的活用の可能性について言及がありましたが、市がマッチングをして、最終的にリードするのは民間というご提案もありました。その中で、民間と一口に言っても誰がするのか。起業する、あるいは事業として成立することが簡単ではないという感じがします。草加市等の視察で何か感じたこととか、考えがあればお願いします。誰が実施するのかという辺り、もし何か簡単にあれば、教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>先ほどの平屋住宅については、管理不全な状態が進行している状態でした。ただ、事前に先ほどの店舗のリノベーション前後の写真を見ていたことから、十分、再生が可能だと思いました。</p> <p>当課の業務において、建築指導も行っておりますので、まち歩きについては、建築士の目線で、そこまで費用を掛けずにリノベーションできるか等を考えながら、現地を見てまいりました。</p> <p>空き家を活用する上で、改修工事補助金の要件にある10年間地域に資するというのは長いのではないかという話もありましたが、市としては地域のための建物に補助金を使っていたきたいと考えております。</p> <p>例えば高齢者が集まれるサロン、子供が集まれる場所のために補助金を出すことを想定しております。</p> <p>昨年のもち歩きを行った蒲生については、高齢者サロンに多くの方がいましたので、商店街にもう一つ高齢者サロンなどがあってもいいのではないかと思います。高齢者サロンでしたら、駐車場は必要なく、地元の方が集まれる場所という形で活用できるのではという視点で、もち歩きを行いました。</p>

	<p>先ほど頂いた意見の実施者についてですが、誰が主体でもいいと思います。要は地域の方が活用できる場所ができればいいと思っています。今回は、空き家対策における空き家の活用として行いましたが、実際にまち歩きをした後、環境経済部局と話し合いもしました。その中で、各課でやるのではなく、地域のために連携してやりましょうという話もさせていただきました。誰が行うのではなく、互いが主体になれた形でやっていければいいのではないかと思います。</p> <p>その中で、例えば福祉部局が必要でしたら、福祉部局も一緒に取組んでいければと思っています。そういった関係もありまして、空き家対策におきましては、庁内の連絡調整会議があります。その中には、当課の他に福祉部局、子育て部局、環境経済部局、消防局等も入っておりますので、庁内で横断的な連携を図りながら取組んでいければと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>空き家改修の補助金事業はありますが、空き家対策の会議がある中で、誰が実施するのかと、問題提起をしたのですが、経済部局が入って、起業家支援とかの枠組みもあると思います。その中でリノベーションまちづくりのプレーヤーという言い方をしますが、アイデアのある若い人たちがうまく入ることによって、飲食店以外にも、先ほどの徒歩圏内でお惣菜屋さんなどという話もありましたし、タクシー支援とか福祉など様々な分野がありましたので、いろいろなやり方があると思います。近隣では草加市がリノベーションまちづくりというのをやっていますし、さいたま市の岩槻区でも一昨年より同じリノベーションまちづくりが始まっています。この沿線では、去年は杉戸町が、今年度からは春日部市もやるということで、リノベーションまちづくりが、最近、埼玉県の一部で流行り始めています。越谷市は別にそれに便乗する必要はないと思いますが、越谷市なりのいいやり方をぜひ生み出していきたいという中で、この庁内連携というのはすごく重要な動きだと思います。期待したいと思っています。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>特にご意見がないということなので、この辺で議題の2番目は終わりとさせていただきます。</p> <p>それでは、本日の議事は以上となります。総括としては、今、端々で申し上げておりますが、昨年度の報告から、急に</p>

動きがよくなったなという印象があります。それに輪をかけて、今日のご報告内容はすごく内容がバージョンアップした印象があります。新しい庁内連携のこともありましたし、近隣自治体の視察も含めて、いろいろな学びがあったようですので、ぜひ発展を期待したいです。この協議会に集まっている委員の皆さんも、先ほどの終活ノートをつくる際にご協力をいただいた方もいらっしゃると思います。いろいろな形でアイデアやサポートができると思いますので、ご協力いただいて、越谷市の空き家等の対策が、今後、発展することを期待したいと思っております。

以上、私の総括とさせていただきます、本日の議事は終了とさせていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。